

【北区の文書 解説】

〔はじめに〕

この解説は、原則として『史料 京都の歴史 6 北区』（京都市、平成 5 年）の巻末に収録された文書解説に基づいています。

掲載にあたっては、誤植を正したり、一部削除したところなどありますが、原則としてもとの文章のとおりとし、文意は改めませんでした。ただし、現状と明らかに異なる場合などでは、注記を加えたところもあります。

以上の点をご勘案いただき、各文書の内容について参考にしていただければ幸いです。

◆K001 長(克)家文書

当家は大森東町に所在する家である。文書は寛永 18 年から昭和にいたる幅広い時期のものを含んでいる。寛永 18 年の田地売券をはじめとする売券・借用証文などの証書類が文書の多数を占めている。その一方で明治 4 年の「葛野郡小野郷東河内村明細帳」など東河内村関係の文書も少なくはない。当家の文書中特色をなしているものは木挽職人に関する文書 4 点である。数は多いとはいえないが、小野郷の木挽職人と市中西陣組・京都大工頭中井家との関係などがうかがえて興味深い。また、近世中期以降の典籍・写本類は大森地区への文化の伝播を示す指標として重要である。

◆K002 沢田(弘)家文書

大森東町に所在する当家の文書は、東河内村に関するものと同家の私的文書に大別できる。文書は文政元年から明治 11 年と幕末期を中心とするものである。当家の文書のなかでもっともまとまっており、かつ注目されるものは、明治初年京都の商人によって計画された東河内村への銅山開発計画に関する 10 点の文書で、これらからは神懸りのな京都商人の開発意欲と、これを拒絶する村の姿勢が看取できる。明治初年には雲ヶ畑岩屋山付近でも天保以来再度の銅採掘が試みられており（『愛宕郡志』）、これら一連の文書はこの時期の都市近郊産業史を考えるうえで好個の史料となろう。

私的文書としては伊勢道中諸入用帳をはじめとする伊勢信仰関連文書 3 点、明治初年の板割物・炭などを扱った際の帳簿類 12 点などがある。

◆K003 寿仏寺文書

寿仏寺は大森東町に所在する寺院である。現在臨済宗妙心寺派であるが、もとは浄土宗であったといわれる。当寺には鎌倉～室町期の大般若経二百巻が所蔵されており、元龜 4 年村人がこれを施入したときのものとして推測される願文が文書の大半を占める。願文以外の文書としては明和 9 年の「東河内村家数人別并牛馬員数帳」が 1 点ある。また元禄 16 年と天明 3 年の両度の経堂再建時の棟札が各 1 枚ずつ残っている。

◆K004 和田(栄)家文書

当家は大森東町に所在する。惟喬親王に従って来村した家と伝え、宮座のうち左座 8 軒を構成する 1 軒である。文書は慶安 4 年の田地売券を最古として明治 20 年代までのものを含むが、寛文・元禄期の文書が比較的多いことが特徴としてあげられる。また、安永 9 年の大森御霊大明神についての口上書、明治期の「大森加茂神社鳥居建築に付寄附簿」「大森加茂神社鳥居建築等有志金諸入費之当て出入記帳」など神社に関するものもみられる。

◆K006 岩佐(氏)家文書

岩佐家は、代々上賀茂神社の社家をつとめ、「賀茂十六流」の一つ「氏之一流」に属する。当家には中世から近世・近代にいたるまでのおよそ 5,000 点にのぼる膨大な史料が伝蔵されており、上賀茂神社の組織・社領・行事など、多くの面での分析にきわめて重要なものである。その内容を分類に従って概略すると、以下のとおりである。

中世分：便宜的に慶長 5 年以前を中世として取り扱うが、中世分に含まれる点数は約 640 点。年紀の判明するものでもっとも古い文書は、永徳 2 年の「内膳司清茂本役米田地売券」で、以下、享禄 2 年まで 20 点を教える。数量的には天文年間以降が圧倒的に多く、内容的には田地売券、年貢納状、各郷からの御結鎮銭納状が中心を占めている。またこれらのほか、中世分に含まれている文書として、書状類がある。ここには中世として分類すべきか否か検討を要するものもあり、個々の人名についても将来の検討に委ねなければならぬものも多いが、そうしたなかで、蜷川親世書状、河原長右衛門書状などが注目されるものといえよう。

つぎに近世分については、分類にしたがい、その概略を説明する。

A(法令類、上意下達文書類等)104 点。慶長 13 年 2 月 11 日付の賀茂清為に対する口宣案を最古として、慶応 4 年まで、口宣案が 61 点を占めている。このほか、所司代・京都町奉行等の触留、あるいは社中の廻状などがある。あるいは文化 9 年の「社中儉約帳」など、社内の取り決めも少しではあるが存在する。

B(証書類)337 点。田地の請状、金銭の証文、博奕の請状などの証書類を中心とする。年紀の判明するものは、慶長 6 年 10 月 5 日付の替地請状を最古として、慶応 2 年までの 187 点、そのうち、貞享以後のものが約 100 点を占めている。したがって約 5 割近くが年紀不明文書である。

C(口上書、願書類)142 点。慶長 7 年を最古として慶応 4 年までの年紀の判明する文書は 67 点である。「精進頭勤之為暇願書」など、神社に対して提出された各種願書のほか、明和 5 年 2 月付「岩佐日向介居宅建替願書」をはじめ、町奉行に提出された普請願書類も含む。ちなみに岩佐家の現住宅は、このころ大きく増改築されたものの、社家住宅の屋敷構をよく伝えるものとして、昭和 61 年、京都市の指定文化財となっている。

D I (諸記録)531 点。本分類中で中心を占めているのが、岩佐家の歴代日記。宝暦 7 年「岩佐応氏日次記」を最古として、以後、氏雄・氏嗣・氏啓・氏徳等と書き継がれ、慶応 2 年

までの 74 冊が残されている。諸記録中、最古の年紀は慶長 5 年 11 月の「社頭玉頭奉加之納日記」だが、注目すべきものとして延宝 8 年 5 月の奥書をもち、賀茂氏福によって書写された「賀茂注進雑記」(上下)がある。本書は『続々群書類従』収録本より 1 年古く、内容も若干異なる。

DⅡ(上賀茂神社関係記録)590 点。祭礼・祝詞・競馬・田楽等、上賀茂神社の神事関係記録である。慶長 8 年以降の諸種の記録を含むが、貞享 3 年の「田楽帳」、元禄 10 年の「競馬記」、あるいは乗尻交名、宝暦 10 年の「田楽参勤次第」などが注目され、乗尻交名は複数残されている。年未詳中にも「宮能番組」や田楽その他の芸能関係史料がふくまれ、これまで十分明らかにされていない上賀茂社の芸能を考察するうえで、有益な史料群となっている。

以上のほか E(勘定帳類)317 点は寛永 3 年 5 月「万人用日記」を最古とするが、数量的には寛政以降の万覚帳、銀子貸借帳等が多い。このほか F(和歌・詩歌類)101 点中には慶長 9 年「山本氏叙和歌」、寛文 5 年「八条宮他界追悼歌」、元禄 16 年「仙洞詩歌当座御会」、H(仲間・講類)13 点中には「大野講覚記録」(寛永 19)、「献燈講仕法帳」(天保 2)などがあり、さらに M(絵図類)72 点中では享保 9 年「神宮寺池町割之図」、年月日未詳「上賀茂社境内絵図」「深泥池周辺絵図」などが注意される。

岩佐家文書の特徴の一つとなっているのが、G 分類の所領地関係、年貢関係文書の多さで、慶長 6 年の「年貢請取状」を最古として約 1100 点。年貢皆済状は元禄年間までで 276 点、所領関係では、寛永 10 年 3 月「氏宣往来家領覚帳并他所へ納万事覚帳」をはじめ、「往来田巻物写」には寛文・享保の 2 巻など、岩佐家の往来田関係史料が多い。さらに賀茂五郷からの「御結鎮銭納状」は、慶長 18 年を最古として 203 点を教える。また K(系図類)46 点中には、正保 3 年写の「神道系図」、安永 5 年「賀茂県主系図」、年月日未詳「賀茂社家系図略記」があり、L(書状類)は江戸時代初期から幕末までの 702 点、うち「ゆか仮名消息」が 59 点と最も多い。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆K007 梅辻(清)家文書

梅辻家は上賀茂神社の社家で、上賀茂社家十六流のうち「久」流に属する松下家の分流として、寛文 4 年に神主職に補される家格を与えられて以来、賀茂七家の一つに教えられている。当家は、文明 8 年から明治 8 年までの古文書を蔵し、そのうち 19 点は中世文書に属する。もっとも古いものは「右兵衛尉貞富奉書写」(文明 8.6.13)で、これは文明の賀茂一社争乱の折に起った賀茂社祠官殺害事件についての史料である。文明 5 年に賀茂社氏人が吉田社の領地を横領したことを発端として、社家が氏人を処刑するなどの激しい争乱に発展していったが、文明 8 年 5 月 20 日未明、西賀茂神光院において社司 6 人が氏人に殺害される事件がおこった。首謀者は、かねて処刑された氏人らの縁者であったことから朝廷はその宥免を内議した。件の奉書はその旨を社家に伝えたものである。なお、この争乱の

顛末については『親長卿記』に詳しい。ほかには天正年間の検地にもなうとみられる文書4点がある。「岡本小二郎分田地指出状」(天正13.9.30)、「賀茂領岡本小二郎分田地注文」(年未詳)、「賀茂領大宮郷中村郷田地指出状」(天正15)、「賀茂領内田地指出状」(年未詳)がそれで、領内周辺の地名がみえている。

つぎに近世以降の文書についてみると、賀茂社と氏人との間で行われていた往来田に関する文書が5点ある。「賀茂社中往来田事定置状」(享保6.11)は往来田制度と、それを給される氏人が勤めるべき神事祭礼の神役について、このとき新たに定められた条目を記している。上賀茂七家惣代が奉行所に宛てた「上賀茂社司惣代往来田一件二付差上申口状」(巳.8)によれば、享保6年に上賀茂旧五家が遠島追放となり、この欠員により新たな制を定めるにいたった事情が述べられている。ほかに「上賀茂社氏人社司連署往来田二付差上申一札」(享保14.5)、「往来田収納之出入落着時一札断簡」(享保14)がある。

また注目すべきものとして賀茂社の貴船社支配に関する文書4点がある。そのうち「貴布禰訴論記」(天正9～寛政元)、「貴船訴陳文書留」(享保20～元文2)、「貴布禰一件社中之訴論書留」(寛政元)は、寺社奉行に宛てた貴船社の訴状、賀茂社の返答書や賀茂社の支配の正当性を認めた幕府裁許状などを冊子に綴ったもので、両社の歴史的関わりを知るうえで重要な史料である。

◆K008 高橋(治)家文書

高橋家は大宮玄琢町に所在する家。慶応4年の「宗門御改本請并家数人別牛馬員数帳」が5点残り、三筑村の構成を知るうえで重要。万延元年の民図帳によって村内の個人別石高も知ることができ、村全域を描いた三筑村絵図も残る。また安政4年の野間玄琢鷹ヶ峰抱屋敷に関する下知状と明治2年の武内元寿畑地譲渡状より三筑村の支配の一端がうかがえる。

◆K010 日下部(奈)家文書

当家の文書はほとんどが小野上村に関するものである。文書の年代は天文5年から明治6年にわたり、明和から嘉永にいたる時期の文書がその中心をなしている。

最古の文書は天文5年の田地売券であるが、中世文書はこれ1点のみである。寛永から寛文にいたる近世前期の田地・山地売券も5点みられる。当家の文書の特徴として桜本寺・龍沢庵・落葉社など村の寺社に関するものが多いことがあげられる。上村・下村両村の産神であった落葉社に関するものとしては正徳4年に上村百姓丈右衛門によって書かれた桜本寺・落葉社の由緒書1点、安永3年上下両村の宮座が争論におよんだ際の関連文書3点、社号に関する幕府の問いに対しての返答書1点などがある。

平安時代の観音像を安置する桜本寺についての文書も既述の正徳4年の由緒書を含んで3点みられる。また上村・下村の一部の村民を氏子とする日下部明神に関連する文書が2点みられ、小野地域の神信仰の重層性がうかがわれて興味深い。小野山供御人の系譜を引く

菖蒲役の株に関する文書も 2 点みられる。

◆K011 中村(保)家文書

当家は等持院北町に所在する。宝永ころの版とする『便用謡』上下、『能楽伝書』写(断簡)の 3 点を伝来する。

◆K013 秦(勇)家文書

当家は雲ヶ畑中津川町に所在する。宝暦 2 年二瀬村善之丞が中畑村治郎兵衛から鉄砲を受け取ったときの受取証文が最古の文書である。文書の年代は宝暦から明治にわたるが、宝暦期の文書 3 点を除けばすべて化政期以降のものである。皆済目録や年貢免定など村政に関するものもあるが、個人にかかわる文書が大半を占める。そのなかで比較的まとまったものとしては「白米之通」5 点と、割木の算用覚書 11 点があげられる。「白米之通」のうち 4 点は紫竹村の河崎屋仁兵衛と中畑村儀兵衛の間の取引について記した帳面で文政から天保のもの。残る 1 点は河崎屋仁兵衛と中畑村仁兵衛間の取引についてのもので年号は不詳である。割木算用覚書は主として近代のものであるが、これらには京都市中の人々との取引がみられる。いずれも雲ヶ畑の山村としての性格を表わすとともに、その通商圏をも示す史料であるといえる。

◆K014 塚本(清)家文書

塚本家は雲ヶ畑出谷町に居住する。文書は小野郷ならびに出谷村の村政に関するもので、近世出谷村の絵図 3 点を含んでいる。年代は宝暦 7 年から明治 3 年にわたっており、宝暦 7 年の絵図がもっとも古い。当家の文書の中で特筆すべきものは明和 8 年以降仙洞御所と小野郷の関わりを記録した「記録帳」で、近世の天皇家とその領民の関係を知るうえで重要な史料といえる。

◆K015 波多野(勇)家文書

当家は雲ヶ畑中畑町に所在する。文書の年代は慶安から明治にわたっているが、慶安および貞享の年紀をもつ文書は後に写されたもので、実質的には元禄 12 年の喜左衛門山売渡証文が最古のものである。近世文書は全部で 14 点あり、化政期以降のものが中心となっている。山売渡証文など個人的な文書もみられるが、嘉永 5 年に作成された中畑村の「荒所普請目論見仕拵帳」や、文化 2 年に雲ヶ畑三村が菊紋付提灯に関する京都代官の問いに答えた口上書など中畑村および雲ヶ畑三村の村政に関する文書もある。明治期の文書は 20 点を数え、山売渡証文や山の売買に関して地券の書き替えを申請した地券状書換願書など土地関係の文書が多い。ほかに持越峠辺に所在した雲ヶ畑三村の墓所付近の絵図 1 点(年未詳)と、印刷物ではあるが、北野神社の講である梅風講社第二号皆燈講の通帳 1 点がある。

◆K017 杜下(長)家文書

堀川筋用水争論に付、上賀茂村山本町・中大路町・南図子町・池殿町 4 町 57 名の住人が、関係所領の庄屋 8 名に宛て、裁許書に従う旨を記した明和 3 年正月 23 日付の済口証文 1 通のみ伝来する。

◆K018 松野(伝)家文書

松野家は、江戸時代より醤油醸造業を営み、今も鷹峯の地に「松野醤油」の看板を掲げる商家で、幕末より明治 20 年までの文書を伝来する。内容は主に造醤油業・塩地買仲間に関するもので、天保年間の願書留帳によれば、天保 6 年 2 月に塩地買仲間・造醤油仲間に加わっている。しかし造醤油に使用する塩は直買だったため、天保 7 年に元塩問屋と争論になり、一時的に造醤油業を休止したようである。嘉永 7 年の「塩仲間公事一件留帳」は、株仲間再興後の塩仲間の様相を伝える。また明治 7 年に京都府へ差し出した「醤油造仕方書上帳」や明治 18~20 年の「醤油造石検査簿」により、その経営規模を知ることができる。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆K019 藤木(俊)家文書

藤木家は上賀茂神社の社家で、文書は天正 10 年から明治 39 年までにわたる。最古の年紀のものは「田地藪屋敷証文之写」のうちのもので、天正 10 年 11 月 16 日の売渡証文である。また「競馬会乗尻勤役覚悟記」(天保 11)、「新当悪馬流伝記」(弘化 4)があり、乗馬の流派を継いでいたことが知られる。ほかに「往来田巻物之写」(文政 3)、「往来田井家領年貢納帳」(慶応 3~明治 4)がある。

◆K020 玄武神社文書

玄武神社は今宮神社の御旅所の東側に位置し、惟喬親王を祀っている。伝来する文書は 4 点で、文書 1 点と記録 3 点からなる。記録はいずれも明治以降のもので、当社の創建や来歴、当社で行われる鎮花祭などにかかわる古記をまとめている。他方、文書は元和 3 年 2 月 26 日の預り証文である。これは、上野村百姓中が前年の火災により神事の存続が困難となった雲林院に対し、神事の存続と神事用具を預った際の証文で、文書中には当社の創建にかかわったとされる星野氏の名がみえ注目される。

◆K021 宮階(市)家文書

宮階家は紫野西高縄町に所在する家。全文書 10 点のうち、5 点までが文化 12 年から明治 17 年までの「愛宕講三度買物勘定帳」である。その他も弘化 2 年の伊勢太神宮講買物帳、文政 8 年町式出銀控帳と天保 5 年の町家入用覚帳、婚礼祝銀定と、主として町の算用関係の文書が残る。

◆K022 林(重)家文書

林家は紫竹西南町に所在する家で、文書は大鼎完元鑑定の建武元年の年紀のある江霊和尚筆大徳寺領目録 1 点、藤原宗次大徳寺大工職に関する後柏原天皇綸旨写 1 点とその関係文書 1 点が古いものであり、その他、年未詳の大徳寺境内大宮郷賀茂台田畠畑絵図 2 点がある。

◆K025 北大路(季)家文書

北大路家は代々上賀茂神社に仕えていた社家で、上賀茂社家十六流のうち「季」流に属す。古文書は享保 6 年から明治 2 年までのものを伝えている。内容としては、北大路家の由緒を伝える「加茂氏古系図提要」(年未詳)、「北大路家系図」(年未詳)などのほか、一連のものとして奉行や所司役人の馳走方を勤めた記録(文久元～慶応 2)を所蔵する。他に「新清和院崩御中陰中仮日記」(弘化 3)がある。

◆K026 常照寺文書

常照寺は鷹峯北鷹峯町にある日蓮宗の寺院。開祖は不受不施派の弾圧に力を尽くした身延山 21 代日乾。もと山城六檀林の一つ鷹ヶ峰檀林としてその中心的位置を占めた。文書は、身池対論の後幕府の裁許をうけ、不受不施派の非を宣した日暹の弘通状(寛永 7)の他、日乾・日暹・日遠などによる本尊曼陀羅、書状など。他に深草端光寺の僧元政の「一念三千図之記」や画像賛などがある。

◆K027 高橋(修)家文書

雲ヶ畑に所在する当家の文書は、幕末期のもの 3 点、明治初期のもの 3 点に分けられる。前者は個人の家財売買に関するもの 2 点で、残る 1 点は井溝普請に関するものであるが、これも家財売買一件の関連文書と考えられる。後者は炭・木柴の生産・販売等当地の産業に関するもの 2 点、および「諸等乗除法」と題する計算問題集 1 点である。産業に関する文書からは炭焼きの行程などがうかがえる。

◆K028 高橋(美)家文書

当家は雲ヶ畑に所在する。文書は元文 6 年に高橋太郎左衛門尉宗康によって編纂された高橋家系図 1 点である。系図の前書によれば、高橋家はまた椋所を姓とし、惟喬親王に従って当地に来住した家という。前書からは艾葉・菖蒲献上の濫觴に関する伝承などもうかがえる。なお、系図は大正期まで書き加えられている。

◆K029 波多野(弥)家文書

当家は雲ヶ畑中畑町に所在する。文書は寛保 3 年「御菖蒲代役名前帳」および文政 5 年「御菖蒲定書控」の菖蒲役関係文書 2 点、宝暦 13 年中畑村の勘左衛門が息子の村籍離脱に

際して村に迷惑をかけないことを誓約した一札、および文政 5 年波多野某が記した丹波篠山誓願寺の由来記各 1 点の計 4 点である。菖蒲役関係文書からは菖蒲役を勤める家や規則などを知ることができる。

◆K032 谷川(一)家文書

谷川家は、江戸期に鞍馬口村で両替商を営んでいた家。屋号は銭屋、又兵衛を襲名した。文書は享和 2 年から明治 10 年にわたり、商売に関係した借用証文などの証書類が多い。注目できるのは、京都の有力役人や小領主の財政に大きく関与していた事を示す文書である。たとえば、安政 4 年に、施薬院領愛宕郡八柘村の大悲山の立木を、債務のかたとして銭屋又兵衛に支配を一任する一札ほか関連文書がある。また呉服所後藤縫殿助は、銭屋又兵衛への債務返済が遅延しているため、安政 4 年、協議のうえ元金の返済仕法をとりきめているが、その仕法書等の関連文書が残されている。また茶屋四郎次郎も弘化 2 年に同様の仕法をとりきめていて、関連文書がある。他に仙台藩主松平(伊達)陸奥守の借用証文など、要するに、これらの家が昔日の勢威を失っていく過程で、全面的に頼らざるをえなかった上層金融業者の文書である。

◆K033 道風神社文書

道風神社は杉坂村の産土社で、小野道風を祭神としている。現在道風神社文書として伝来する文書は 24 点であるが、そのうち道風神社に関係するものは 4 点である。内容は、松下烏石祭文、宝永 10 年の宗源宣旨の他、祭神である小野道風の遠忌に際して行われた神祭の様子を記した留帳(文化 10・文久 2)がある。これら以外の文書は東河内村が洪水による被害を届け出たもの、大森の中村が伊勢講田への西河内村の違乱を訴えたもの、惟喬親王大明神の祭礼次第を届け出たもの、大森の中・東河内・西河内村の三か村が志明院へ違乱しないことを誓ったものなど、小野郷各村に関係した文書で占められている。上記の文書群の多様性から、現在伝えられている文書群は、本来は小野郷各村の庄屋や寺社に伝わるべきものであったと思われ、それら複数の文書群が混乱し、現在の文書群として一括伝来されたものと思われる。

◆K034 谷口(良)家文書

当家は代々真弓八幡町に居住し、大正期には小野郷村役場の収入役を勤めていた。文書は当家に伝来したものと、現当主が購入したものからなるが、その区別は現在つけがたい。宝暦 2 年を最古とし大正期までの文書を含む。当家の文書は、近世期しばしば真弓村の庄屋を勤めた井沢家の文書が焼失していることから、真弓の歴史を知るには欠かせないものである。

文化 11 年「覚」は真弓村と京都商人の間で取引された薪炭の算用や田植え・草刈りの状況、および伊勢講・愛宕講の存在などがうかがえ、近世真弓村を知るにあたっての重要

な史料である。11冊残る「伊勢講帳」は、真弓村において伊勢講が化政期以降明治にいたるまで存続したことを示すもので、当家の文書の特色を成している。また寛保3年「上村指出明細帳」、文政12年、上・下・杉坂・真弓の四村の五人組を記した「五人組帳」など隣村に関する基礎史料も含まれている。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆K035 川勝(政)家文書

川勝家は紫野下柳町に所在する家。上京紺屋仲間に関する史料として「規定書」3点と紺屋仲間名簿1点がある。そのほか、町代改めに関して天明年間から文政年間にかけて、上京古町立売頭八町組と同五町組の間で取り交わした書類・写各1点と寛延年中よりの町代改め一件の済証文写綴り1冊がある。ことに文政元年の「従上下古京奉願候町代共一件済証文之写」と題する文書は、元禄以来の京都町代改め争論に関する貴重な史料である。

◆K036 等持院文書

足利尊氏の邸宅でもあった二条南、三条坊門北、万里小路西、高倉東（現在の中京区）にあった等持寺の絵図。寺内の諸堂も詳しく記載されており、そののち等持院に合併され、不明な点の多い等持寺の様子を知ることでできる貴重な史料。足利将軍数代の花押が署されている。

◆K037 上品蓮台寺文書

上品蓮台寺は聖徳太子が母の菩提寺として開き、宇多法皇が中興したと伝える寺。豊臣秀吉の帰依を得て、寺領110石余となり、子院も12所となり蓮台寺十二坊と称された。文書は朱印状と禁制と明治の寺取調帳の3種に大別できる。徳川家康の黒印状をはじめとし、家定にいたる朱印状が7点と写が2点。禁制は寛保3年から文政12年までの11点。寺取調は明治10年代と明治30年代の2期にわたって行われた文書が残る。取調帳には寺明細・檀徒名簿・総代名簿・子院明細などが記されている。とくに明治30年代の住職であった釈隆現による寺誌の整理が目立ち、大正2年に書かれた「日用清規」と題する史料は、寺における一日の諸行事・一年間の諸行事を詳述し、寺史・十二坊の由来にまで記述がおよんでいる。その他、近代の境内図が4点と近代文書が数点残る。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆K038 及川竹夫氏所蔵文書

及川家は大将軍鷹司町に所在する家。個人より寄贈された「京都火之御番諸事覚」1冊を所蔵。宝暦年中の火災を例に御所・二条城近辺の防火について記したもの。

◆K039 森田(晃)家文書

当家は鷹峯北鷹峯町に所在する旧家で、江戸時代、禁裏御料の庄屋を勤めた。代々近江屋仁兵衛を名乗った。所蔵文書は、元文年間の文書3点を除き文化～明治20年代のもので、その内訳は、法令・制規類1点、証書類92点、上申書類9点、記録・日記類3点、勘定書類7点、土地・年貢関係8点、仲間・講関係4点、戸籍類8点、系譜・由緒類2点、絵図類2点、その他2点である。

村政にかかわる史料としては、寛政11年の鷹ヶ峰村の年貢寄帳・免割帳・年貢皆済帳・小入用帳・五人組帳・惣家数人数寄帳・宗門改帳など、村の基本史料が揃っており、近世中期の鷹ヶ峰村の様相を知ることができる。なかでも小入用帳は、寛政～嘉永のものが7冊残っている。

近江屋の経営にかかわる史料としては、家屋敷譲渡・山売渡証文・家普請願書等の他、大部分を銀借用証文が占める。そのうち御役所御用金借用証文や、近江屋仁兵衛宛以外に御用米会所・銀小貸会所などに宛てた借用証文があり、近江屋が名目金貸付支配人などを含んだ手広い金融業を営んでいたことをうかがわせる。またお土居藪竹の代銀預証文なども残っており、竹屋年寄も勤めていたらしい。その他、法令・制規類は、嘉永4年11月の登り糸流通統制に関する触、仲間・講関係は、嘉永2年の鹿苑寺勘定所講金仕方帳と嘉永6年の金地院勘定所講金仕方帳、絵図類は、文久元年の大門村内三筑分絵図、明治初年ごろの上品蓮台寺上地粗絵図などがある。

◆K040 今原(和)家文書

賀茂社家関係史料で、中世から近世・近代におよぶ。文明14年4月付の「賀茂社御読経所年中行事」には、その奥付に11名の供僧衆の連署がみられる。また、永禄4年閏3月16日付賀茂社供僧宛の室町幕府奉行人連署奉書では、賀茂社御読経所の供僧に対して、諸公事の免除を行っている。天正17年12月1日付賀茂社供僧宛豊臣秀吉朱印状には境内地子免除が記されており、同19年9月13日付豊臣秀吉朱印状は、賀茂社神宮寺千手院宛の知行宛行状である。

江戸時代に入ると、賀茂社御読経所田の詳細な検地帳(正徳元.8ほか)が作られている。同所にかかわる勘定帳も、元禄13～14年・宝暦6～7年分がある。また賀茂社・神宮寺についての諸式留帳(明和6～7、文政13、文久元)には祭事に使用する調度類が詳しく記されている。そのほか、賀茂社・経所・神宮寺について書かれた縁起帳、神器・神事・服忌・所領などをまとめた記録帳(中世文書写を含む)、僧官二十三か条、舞踊次第(延享4年記のものを寛政9年に書写)、神事日記帳(慶応3.1～12.-)などがある。また供僧間の争論については、九か条の覚書(供僧の署名は延宝6から宝暦10まで続く)があり、境内におけるもめごとや今原村などとの関係をうかがえる史料も残る。なお、西賀茂供僧中と千手院にそれぞれ宛てた徳川歴代将軍の朱印状も現存する。

注)太田直之「上賀茂神社における神仏関係の具体像 —『今原和千代家文書』「京都両奉行所上申候訴状之留メ日記」の翻刻と解題—」(國學院大学『研究開発推進センタ

◆K041 川端(道)家文書

川端氏は家譜によれば、もと洛南鳥羽に住し渡辺氏を称して鳥羽上皇の北面武士であったが、永正ごろ、京都の新在家に移り住み、以後、川端を称して代々同地で餅を商い、禁裏にもこれを供御してその名を高めた。同家に所蔵される文書は、昭和12年、国民精神文化研究所より『川端道喜文書』として公刊されたが、それは同家所蔵文書の一部にすぎない。

川端家文書は、時代別には中世文書と近世文書、近代文書に分類され、もっとも年紀の古いものは永正9年の室町幕府奉行人奉書である。中世文書には六丁町関係文書が3点含まれており、天正19年の永代地子免除に関する豊臣秀吉朱印状、あるいは前田玄以の諸役免除に関する下知状などがある。

近世文書は、家職関係、証文、口上書類、書状類とに大別でき、総数91点である。家職関係には元和3年の口宣案、延宝4年から文政7年にかけての御用永代要聞記(2冊)、さらには年紀不明の菓子雛型、餅粽の値段帳など15点ある。証文、口上書類は寛文7年を最古として64点あるが、内、金銭の証文が50点、口上書が14点となっており、口上書においては文久元年の餅商の仲間再興願書が注目される。そして証文類の多くは寛政年間以降の江戸時代後期に集中している。書状類は7点であるが、内2点は卷子仕立てとなっており、30通余の江戸時代前期から中期のものと同推測される書状が納められている。しかしここでは卷子1巻を1点として扱った。なお近代文書は5点あり、賢所御神供調進控(明治4)、月々御常式御用控(明治4)など、すべて明治年間のものである。

◆K042 川上(精)家文書

川上家は上賀茂神社御読経所の供僧を勤めていた。明治5年京都府庁に宛てた「由緒書」によれば寛治6年に御読経所に供僧が置かれ、以来連綿と受け継がれていたが、御読経所は慶応4年にいたって廃止となっている。伝来する文書は文明14年から明治20年までのものである。中世文書は5点で、社僧から上賀茂神社に宛てた「寄田目録之状」(文明14)がもっとも古く、段銭などの諸役免除を認めた「室町幕府奉行人奉書」(永正8・18)などがある。また年未詳ながら、「賀茂社御読経所寄田引付田数之事」が中世文書に属するとみられる。近世文書では、「板倉伊賀守黒印状」(元和3)3通を蔵し、京中にあった上賀茂社領の一部が干本に替地となっていることが知られる。

◆K043 片岡(悦)家文書

片岡家は紫野下若草町に所在する家。「片岡氏家系図」によると、近江京極氏の重臣で侍所所司代を勤めた多賀高忠(1425~86)の曾孫片岡治大夫宗春を祖とし、代々六(郎)左衛門を称したらしい。またこの宗春の次男治郎左衛門が本阿弥家に入り、光二と称して妙秀尼

との間に光悦をもうけたと伝える。「本阿弥系図」には多賀高忠の次男片岡次大夫の次男を光二とし、若干の差異がある。このような家系であるため、室町幕府への多賀高忠の進上目録(康正2～寛正6)6点が残る。また張合わせの軸装にされた細川高国や六角定頼等の書状も残り、多賀高忠関係の史料として貴重。また本阿弥家との関係から、本法寺とも親しく、近世にはしばしば摩利支天の絵像等を寄進しており、その請取が4点残る。さらに普請願書や沽券状等から、片岡家が銭屋を号して、光悦町の年寄を勤めていたことも確認できる。

◆K045 井鼻種吉氏所蔵文書

所蔵文書は天明5年から明治5年までのもの。そのうち16点が綾小路通堀川西入南妙満寺町(下京区)の借家人が町年寄ならびに家主に提出した借家証文である(享和3～天保2)。またほかに「愛宕郡上岡崎村出家人別改帳」(寛政元)、「百足屋町宗門人別帳」(享和元)などがある。

◆K046 今宮神社文書

今宮神社は、紫野今宮町に所在し、長保3年国中に疫病が流行し、疫神を祀るために神殿が造られ、今宮社と号したことにはじまる。当社は久寿元年京中の人々が風流を尽し、群参乱舞した、やすらい祭で知られている。その後、紫野・上賀茂・西賀茂一帯の総鎮守的性格をもち発展した。現存する古文書は南北朝から明治にかけてのものである。

中世文書では、神馬送進文書が多く、将軍家の乳母家である伊勢氏から出されたもの、将軍家の産所惣奉行をつとめた二階堂之忠の奉書を見ることが出来る。伊勢氏のもは永享6年8月9日の伊勢貞国奉書に始まり、貞親・貞宗・貞陸・貞忠とつづき、将軍の乳母家として権勢を誇った伊勢氏の将軍若君の成長にともなう神馬の送進、今宮社への祈願の様子を見ることが出来る。二階堂氏のもは永享6年、足利義勝誕生時の発給のものにみるように、産所惣奉行の任務として出されたことがわかる。時代が下ると室町幕府奉行人奉書による神馬送進のものがみえる。また今宮社別当からの祭礼神馬の送進依頼・請取状がある。このほか、今宮社二町駕輿丁(大永5)、今宮大工(大永5)にかかわるものがある。

近世文書については、元禄8年の「今宮神社年中行事帳」にみるように、今宮神社の年中行事、祭礼の様相を明らかにするものが多く、やすらい祭に関する巡行路、神役勤仕などもわかる。また今宮社の社殿や神輿の修復・造替についての史料、近世後期から明治初年にかけての日次記・神事中日記も残されている。境内関係のものとしては、享保年中よりの大徳寺との境界争論関係文書が残され、寛保元年の京都町奉行所の裁許状をはじめとして争論関係の境内絵図などをみることが出来る。

村落関係では、地元である今宮社境内の年貢帳・宗門人別帳、大徳寺・同寺塔頭養徳院・真珠庵・龍翔寺・金龍院・聚光院・龍光院・大光院・正受院・昌林院・法春院・黄梅院・龍源院・碧玉庵・大仙院・松源院領等の年貢皆済手形がある。公家領では西洞院家領上野

村・柳原家領紫竹村の年貢皆済手形が多数残されている。このほか、所領であった石原村(南区)・上鳥羽村(南区)の年貢勘定目録・年貢請取帳が近世中期から幕末まで残されており、村からの神供米の納入、年貢減免願、用水普請願などもみることができる。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆K047 内藤(武)家文書

内藤家は鞍馬口新町に所在する家で、代々小山村の庄屋を勤めた。小山村に関する史料は、賀茂別雷神社文書・大徳寺文書の関連史料を除いては、まとまったものは本文書が唯一といえよう。文書は証書類 58 点、上申書類 23 点、水車・用水関係 32 点、土地・年貢関係 59 点、絵図 21 点の 5 種に大別できる。小山村の前身小山郷は賀茂六郷の一つであり、賀茂別雷神社との関係が密であり、村域のほとんどが耕作地であり、居住地区は鞍馬口通に面した北側に限定されていたため、用水をめぐる、賀茂別雷神社・上京町部との争論史料も多い。天明 4 年の「水論御裁許書写」や文化 3 年の鞍馬口通小山町内作道道幅変更に関する取替証文などはその一例であるし、数多い絵図の中にも安永 10 年の「小山郷下鴨村水論地立会絵図写」や弘化 2 年の「上御霊社内ニ新川催絵図」等が散見できる。その他、文政元年の「山城国愛宕郡小山郷絵図」は小山郷内の水路をみるのに便利であり、文化 4 年の「小山郷中溝田地之絵」は各田畑の小字名・領主名・耕作者名が書き込まれており、小山村の基礎絵図ともいえよう。またそれらの領主に対応する年貢・高付関係の史料も、延享 5 年の建仁寺・松梅院関係文書から元治元年の「御社領郷高定納書抜帳」まで多数残っていることの意味は大きい。享保 9 年から明治 19 年にわたる 32 点の水車・用水関係の史料も、近世の水車業を知るうえで貴重な史料である。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆K048 和田(仲)家文書

和田家は紫竹北船岡山町に所在する家で、屋号を丹波屋と称した。全文書のうち、天明 2 年～弘化 3 年までの年貢受取手形が 94 点で大半を占める。その他には安永元年から明治 4 年にかけての田畑売券が 9 点、天明 4 年から明治 6 年にかけての上申文書が 8 点ある。史料は安政元年の「鹿苑寺領畑地譲渡証文」や文政 3 年の「千本廻り百姓亀次郎普請願書案」・「東紫竹大門村和田七兵衛畑地売下願書」等、大北山村・小北山村から蓮台野村・千本廻りの広域にわたる。ことに諸事勘定帳には、諸村の諸領主別年貢高や諸事勘定記録が記されており貴重。

◆K049 上野(新)家文書

上野家は紫竹牛若町に所在する家で、代々上野村の庄屋を勤めた。文書は大別して証書類 38 点と上申書類 35 点、土地・年貢関係 17 点の 3 つに分けられる。その中で明和 5 年の「庄屋長右衛門畑地譲渡手形」を始めとし文政 7 年の「河内屋次兵衛藪地売渡証文」まで

11 点の売渡証文がみられ、新兵衛家による土地集積の様子がわかる。また大徳寺との関係も深く、境内地に新兵衛所有の弁天社・稲荷社が存在したことが弘化 4 年の「弁天社并稲荷社普請願書」等によって知ることができる。その他安永 9 年から寛政 9 年にかけての年貢皆済証文は、数少ない上野村の土地関係史料として貴重である。また慶応 4 年の「日記帳」も維新期の京都の様子がうかがえ興味深い。

◆K050 波多野(文)家文書

当家は雲ヶ畑中畑町に所在する。文書は宝暦 5 年「高雲寺修覆材木寄帳」など宝暦・明和期の横帳 5 点、文政 5 年荷物運送路について奉行所へ回答した口上書 1 点、手習いの手本 1 点、明治 6 年学校設立に際し京都府知事に提出した届書や、明治 19 年雲ヶ畑村が洛北薪炭組合の設立に際して井戸村他 2 村と結んだ規約などの明治期の文書 3 点、および絵図 3 点である。絵図のうち 2 点からは雲ヶ畑の字の所在地がわかる。

◆K051 波多野(秀)家文書

当家は雲ヶ畑中畑町に所在する。寛永 12 年の「久左衛門銀子借用証文」がもっとも古い文書で、以後明治 33 年までの文書を含んでいる。文書のほとんどは元禄から明治までの山や田畑等の売渡・譲渡証文、もしくは替地証文等個人の土地所有に関する証文で占められ、点数は 57 点を数える。これらの証書類は元禄以降の近世ほぼ全時期にわたっており、年号別の点数を列挙すると、元禄 1 点、正徳 2 点、享保 5 点、寛保 2 点、宝暦 2 点、天明 1 点、寛政 1 点、享和 1 点、文化 8 点、文政 4 点、天保 5 点、弘化 4 点、嘉永 1 点、安政 2 点、明治 18 点となる。証書類以外の文書としては、弘化 4 年中畑村高雲寺の本寺である京都西ノ京西王寺(中京区)が新住職着任の旨を京都代官小堀勝太郎に上申した一札、およびその関連文書で新住職の名が書かれたもの、文化 14 年中畑村の柳蔵が、同村百姓栄蔵の百姓株や家屋敷等を買得し親の家から分家する際に、その旨を村役人が京都代官に願い出た願書、明治 8 年波多野松三郎・高橋富太郎の両名が畑を田に開拓しなおしたい旨を京都府知事に上申した願書、明治 18 年の地券、明治 20 年波多野柳蔵が親族の借金に関してその保証を約束した請状がある。なお、文化 14 年の一件に関しては文化 13 年「中畑村栄蔵家跡敷売渡証文」が関連文書としてあげられる。

◆K052 雲ヶ畑出張所所蔵文書

「雲ヶ畑村諸規約」と「町村沿革取調書」の 2 点。「雲ヶ畑村諸規約」は明治 37 年に定められた「雲ヶ畑村組規約」をはじめとして明治 39 年の「貯金組規約」「区画漁場取締規約」、大正期の「風紀改良協定書」など昭和 30 年までの諸規約を収載している。「町村沿革取調書」には近世村役人の選出方法およびその職務、共有山林の所有形態の変化など、近世から近代にかけての村況が克明に記されている。

◆K053 雲ヶ畑自治振興会文書

雲ヶ畑自治振興会には多数の文書が所蔵されているが、今回撮影したのはここに示す 4 点である。「村社々掌・寺院住職・社寺総代名簿」には村内各寺社の社掌・住職・総代の名が大正期まで書き継がれている。「山地券御渡願書」と「地券御渡願」はいずれも明治 5 年のもので、明治政府の土地政策改革の影響をみてとることができる。「村方改水帳」は近世の中津川村のもので、文久 3 年の年紀をもつ。この末尾には明治 20 年に作られた旧高記録帳と一緒に綴じられている。

◆K054 北本(和)家文書

北本家は大北山村の鹿苑寺領庄屋を勤めた家で、代々文五郎もしくは専蔵を名乗っている。文書は大きく、庄屋としての地方史料、家関係、明治期の陵墓関係のものに分けることができる。

地方史料 17 点は、検地帳（文政 6・11）・年貢米勘定帳（文政 11、慶応 2）のほか、検見箇所帳・「土砂留手入箇所帳」（天保 4）、それに御触書控（文政 6・12、安政 4）等、いずれも簿冊類である。また「御寺領内大北山村家屋敷表軒数改絵図」（寛政 2）は、大北山村門前町の詳細な絵図、大北山村絵図 3 点（正保 2・元禄 13・天保 8）は写しながらも同村の比較的早い絵図で、鹿苑寺文書中の絵図や『隔■記』と比較照合することのできる貴重な史料である。その他、明治初期の地券写がある。

家関係の史料 2 点は、普請入用帳（文政年間）、明治期の陵墓関係史料 13 点は、同村内の御陵・火葬所の職掌に関するもので、宮内省陵丁辞令・請書・「御陵日記帳」等である。

注)文中の「■」は、草冠に「冥」（メイ）。

◆K055 鈴岡(建)家文書

聞取りによれば、鈴岡家は山国から杉坂に移住してきた家で、文書は預ったものが伝来したという。ただ文書の大半は洪水によって流失し、現在は「廻状写帳」と「仙洞御所御料宗門御改家数人別員数帳」が伝来するのみである。廻状写帳は寛政 10 年 1 月から 4 月にかけて出された触書がおさめられている。宗門御改家数人別員数帳は、文政 17 年に杉坂村に住んでいた者の宗旨・持高・家族・屋敷の数、大きさなどが記されており、当時杉坂村の人口が 220 人であったことがわかる。

◆K056 一様院文書

一様院は大宮薬師東町に所在する黄檗宗の寺院である。当院はもと近衛基熙の正室常子内親王の老女頭であった隠岩禅尼を開基とする尼寺であった。基熙は禅尼に帰依して、禅尼のために宝永 2 年 9 月に薬師山麓に土地を求めて庵を構え、ついで家熙・家久が殿舎と祭料を寄進して享保 7 年に完成した。

由緒書類は、「一様庵由緒」として隠岩作(享保 4)と家熙作(享保 9)の 2 点をはじめとす

る 10 数点がある。一様庵成立に関するものとして、宝永・正徳・享保期の証文・口上書類が 19 点あり、なかでも注目すべきは正徳 5 年 5 月 3 日付の野間玄琢譲渡証文、同年 5 月 19 日付の野間玄琢家来大藤良雲等譲渡証文であり、またこのとき作成された絵図も 2 点あり、一様庵草創と隠岩による土地集積が具体的に知りうる。また寺観形成をうかがわせるものとして、作事の願書・指図が 10 数点ある。

つぎに近衛家との関係を示すものとして、基熙、家熙、家久、忠房、内前書状がある。とりわけ宝永 2 年 9 月 19 日付の基熙書状は一様庵の名称の由来を示していて興味深い。また家熙が定めた「一様庵三ヶ条規條」(享保 4. 9. 14)と、これに隠岩が増補した「家訓」(享保 8. 4. 15・9. 10. 15)が伝来している。また近衛家から伝来したと思われる和歌が 10 数点ある。一様庵と近衛家との関係は深く、基熙・家熙・家久などをはじめとする近衛家歴代の仏事の覚帳や拝領物書上や写経などがある。

地方関係として薬師山村および一様庵分(ともに禁裏御料)がまとまって伝来している。まず五人組帳が 2 点(薬師山村が安政 4、一様庵分が寛延 4)、「薬師山明細帳」が寛保 3 年の 1 点、一様庵分の「年貢皆済目録」が文政 5 年から安政 7 年までの 19 点、「切支丹宗門御制禁寺請状帳」が寛延 3 年から嘉永 4 年までの 14 点、「宗門御改寺請并家数人別員帳」は薬師山村が天明 8 年から慶応 2 年までの 18 点、一様庵分が天明 7 年から慶応 2 年までの 22 点、「宗門手形帳」が寛延 4 年から天明 5 年までの 15 点、「宗門御改旦那寺印鑑帳」が天保 9 年から慶応 4 年までの 20 点、人別数帳類が享保 9 年から慶応 4 年までの 38 点、その他があり、薬師山村と一様庵分の所領の様子がわかる。黄檗宗関係としては、まず百拙元養に関する書状 2 点と『法蔵百拙禪師奏対録参院記事』がある。また「黄檗宗本山触」(2 点)・「宗門規定」(寛政元)・隠元忌の覚帳をはじめとして黄檗宗本山との関係文書も数多く伝来している。

◆K057 井上(秀)家文書

井上家は等持院西町に所在する家で、近世は等持院の寺侍で、明治期には衣笠村の村長を勤めた。所蔵文書は、その役務柄から等持院領の地方文書が数多く残されており、享保 12 年・同 17~20 年・宝暦 3~5 年の西京村・西院村・等持院門前の貢納帳をはじめ、普請願書・再検願書などがある。また同じく等持院領であった丹波国船井郡戸津川村(現京都府瑞穂町)の水帳(享和 3)等も含まれる。井上家は、近世後期には天龍寺領の地方役人にも任じられており、大北山・小北山・松原・谷口村等に散在する同領の年貢収納にあたっていたようで、その関係史料も少なくない。

その他まとまったものとしては、竜安寺門前谷口村にあった才蔵宮(斎宮社)に関する史料がある。文化 2 年の口上書によれば、天安元年に勧請され、宝暦 11 年に井上家が譲り受け、宮守を勤めてきたという。

◆K058 高橋(尚)家文書

当家は雲ヶ畑中畑町に所在する。文書は山売渡証文とそれ以外に分けられる。山売渡証文は弘化期から明治初期にかけてのものが3点。そのうち1点は1綴で、内容は山売渡証文4通と親が子に譲る際の譲渡証文1通である。売買・譲渡証文以外の文書は、西本願寺寺内町の一つ御器屋町(下京区)が西本願寺に納めた人足代・役米などの目録1点である。

◆K059 西田(昭)家文書

西田家は大宮田尻町に所在する家で、代々西賀茂郷田尻村の庄屋を勤め、幕末に大聖寺に仕え、西田姓を賜った家。文書の多くは、維新後に当主郷泰が士籍を脱して帰農する際に所有権の問題で、西田家と村方との間に起こった争論関係の書類である。その他、文久2年の「御除料田畑小前仕分水帳」によって田尻村内の石高をすることができる。また大宮村村長を勤めた作次郎の明治22年度の日記と同24年度の大宮村役場諸日記が残り、明治中期の大宮村の様子がうかがえる。

◆K060 小島(米)家文書

小島家は西賀茂田尻村の庄屋を勤めた家。同家には江戸時代の西賀茂村の様子をうかがううえでの貴重な文書が数多く残っている。まず村の基本帳簿としての検地帳(天保6~明治2)・宗門人別改帳(嘉永元~慶応4)をはじめとして、そのほか村入用帳(文政5)・年貢勘定帳(文政7~嘉永6)・田畑山林書留帳(安政6)・土地台帳(明治期)などがみられる。村年貢に関しては、年貢米皆済状(明和4~慶応3)が大量に残っている。なお年貢については、年貢減免願(安永3~)や年貢未進にかかわる詫状や願書(明和5~)がある。この原因については、大雨や日照など天候によるものが多く、数年間隔で願書が出されている。

西賀茂村の田畑は、賀茂川より引き入れる用水が重要な役割を果たしていたが、この用水をめぐる、たびたび争論が引き起こされた。周辺の村落を巻き込む大きな争論(文政13~)や、用水にかかわる諸費用帳(文政5~)などをはじめとして、西賀茂村・大宮郷といった広域村落の生活史をうかがううえでも、大変興味深い史料が多くみられる。そのほかには、村定(天保13~15)・山林にかかわる諸帳面・金子借用証文(安永2~天保6)・書状など、多岐におよぶ村方文書が残存する。

◆K061 玉林院文書

玉林院は、禁裏・幕府の侍医曲直瀬正琳が大徳寺142世住持月岑宗印を開山に招き、慶長8年に菩提所として創建した大徳寺の塔頭寺院で、創建時は玉琳院と称したが、のちに月岑によって玉林院に改められた。

玉林院には、創建以前の文書が残る。それらは永禄元年、同11年の普広院境内玉樹軒苑の禁制や、月岑が総見院の住持古溪宗陳の法嗣であったために当寺に伝来したと考えられる、総見院苑の天正12年の海会寺売券や同13年の聚光院交代之事などである。また慶長

年間の月岑自筆の法語や香語、日記類、大徳寺周辺の田地や屋敷の譲渡証文などもあり、玉林院の創建時の様相をうかがうことができる。

大部分が寺院に関する文書で、「玉林禅院記録」「玉林院年中行事」など記録類、初代月岑や 3 代僊溪など歴代の住職の入寺や年忌法要のおりの納下帳や香典帳、■金帳類が多量に残るが、そのうちもっとも古いのは慶長 3 年の「月岑和尚入寺金銀米納下帳」である。玉林院の所領は、大徳寺から大宮郷・船岡廻・北山郷・西賀茂郷に 31 石余が分与され、うち大宮郷分は 29 石余でもっとも大きく雲林院村や紫竹村に散在していた（宝暦 14「玉林院領田畠株分百姓印形帳」）。これらの所領からの江戸後期の年貢取立帳や年貢皆済状が残る。また寛保元年の「玉林祠堂山林買付証文写」をはじめ、江戸中期の祠堂銀借用証文も含まれ、玉林院が祠堂銀施入の名目で山林や田畑を集積したことがわかる。

玉林院には、曲直瀬家・大坂の豪商鴻池家、筑後の大名有馬家などの有力檀越がいたが、これら諸家との関係がうかがえる文書もある。曲直瀬家の場合では 5 代正珪・6 代正山の書状や初代正琳 150 年忌の法要のおりの書簡類などがある。鴻池家と当院の関係は、享保年間 8 代大龍宗龍の代に鴻池了瑛が帰依したのに始まる。寛保 2 年に了瑛は祖先の位牌堂南明庵を寄進するが、そのおりの奉行所宛の諸願書や絵図面などが残る。南明庵に付属する茶室菴庵は重要文化財でもあり、この史料は建築史のうえでも貴重な史料といえよう。

また本山大徳寺の関係文書も含まれている。大仙院・高桐院・三玄院・龍源院など大徳寺諸塔頭領の寛永から慶応にいたるまでの毎年の年貢皆済手形が玉林院に多量に残っている。また明和 2 年に播州安法性寺の心瑛和尚が大徳寺北派の清源庵悲心和尚ら 3 人を江戸の寺社奉行に公訴したという本山内の争論に関する記録や願書・書状などの一括書類が残っており、近世の大徳寺内の様相も明らかとなる。

玉林院の末寺、鷹峯千束町の讚州寺に伝来した約 200 点の文書も含まれる。讚州寺は、15 世紀の中ごろ細川成之が現在の上記区讚州寺町に創建したが、秀吉の洛中改造にともない北竹屋町に移転、元和 8 年に玉林院末となった（元和 8 年「讚州寺宗林住職並寺領譲状」）。慶安 5 年玉林院 3 代僊溪が寺基を鷹ヶ峰に移してからは、江戸時代を通じて玉林院歴代住職の隠居所となっている。

所蔵文書には天文 9 年知行安堵状、同 18・21 年禁制などの中世文書。豊臣政権下の天正 13 年の検地帳や同 19 年の秀吉朱印状などの鷹ヶ峰移転以前の文書が伝わり、また移転以後では承応元年の「讚州寺縁起」や由緒書、鷹ヶ峰千束や光悦町などの田地売買証文、山林の買付証文、普請願書や絵図類などが残り、近世を通じて、千束周辺の推移が明らかになる。また讚州寺には西院村・壬生村内に 5 石の朱印地が与えられており、寛文 5 年の知行高書付、貞享 5 年の領内の鉄砲改についての庄屋願書、絵図なども残っている。

注)文中「■」は、口篇に「親」。

讚州寺関係文書のうち、近世初期までのものは岡佳子「玉林院所蔵讚州寺関係文書について」（『京都市歴史資料館紀要』9号）に紹介されている。

◆K062 中川八幡宮文書

当社は中川北山町に所在する。神社にかかわる文書 1 点、村にかかわる文書 8 点からなる。神社にかかわる文書は、明治初年に編纂された神社明細帳を昭和 20 年に写し直したものである。村にかかわる文書は、永禄 12 年 8 月 17 日付高屋右京進清久の黒木請状、天正元年 9 月 23 日付供御人に諸課役の免除を記した繪旨とそれにかかわる文書、「高畝歩改帳」（明治 5）、「大嘗宮御造営御用材拜命日誌」（昭和 2. 12）などがある。

◆K063 正伝寺文書

正伝寺は西賀茂鎮守庵町に所在する臨済宗南禅寺派の寺院である。文書は、文永 8 年 8 月・同 10 年閏 5 月 18 日付の東巖禅師真蹟、文永 10 年 7 月 28 日付の上棟仏事書、正応 4 年 3 月 5 日付経久書状、元亨 3 年 9 月 8 日付後宇多上皇院宣、興国元年 4 月 29 日付後村上天皇繪旨などが残る。はっきりとした写もあるが、全体にわたって検討の余地があろう。

近世以降の文書は大半が寺院にかかわるもので、慶長 15 年に始まる寺院日記や徳川秀忠から家茂にいたるまでの朱印状写、また江戸時代から明治初頭までを通じて記された寺院の諸記録帳がまとまって残っている。また縁起や祈祷法式をはじめ、寺領高帳（元禄 11）・勘定帳（寛政 8）などもみられる。なお村関係のものとしては、天和元年 11 月付の宗門人別改帳や、天保 3 年 3 月付の西賀茂村検地帳などが確認される。

◆K064 鷹峯小学校所蔵文書

京都市立鷹峯小学校は、明治 6 年に愛宕郡西紫竹大門■として開校し、明治 19 年に鷹峰小学校と改称された。昭和 7 年に編成された「沿革史」によれば、昭和 6 年の京都市編入に際し、小学校に関する旧記は失われたとする。他に京都府からの指令で旧幕時代の村政や村況を詳しく書き出した「鷹峰村町村沿革取調書」や、幕末から明治初年ごろの鷹ヶ峰付近等の絵図類 6 点からなる。

注)文中の「■」は、「學」の冠に「黄」（コウ）。

◆K065 岩井(吉)家文書

岩井家は、中川北山町に所在する家。中世文書には、写であるが、天文 10 年 11 月 14 日・天正元年 8 月 21 日の梅ヶ畑供御人宛の繪旨がある。近世以降の文書は、圧倒的に山林の売渡証文が多い。時期別に売渡証文を列挙すると、寛永 1 点、承応 1 点、寛文 1 点、延宝 1 点、貞享 1 点、宝永 1 点、享保 3 点、正徳 2 点、延享 4 点、宝暦 5 点、明和 6 点、安永 5 点、天明 5 点、寛政 9 点、享和 3 点、文化 16 点、文政 10 点、天保 13 点、弘化 2 点、嘉永 8 点、安政 8 点、文久 1 点、明治 16 点である。近世中期以降の売渡証文の宛先の大半は(岩井)吉右衛門である。そのほかには、いずれも近世後期のもので、家屋普請願書 3 点、年貢関係文書 1 点、金融関係文書 1 点、領主の伝達にかかわる文書 1 点がある。

◆K066 吉田(英)家文書

吉田家は中川北山町に所在した家。江戸時代の文書3点、明治時代の文書10点からなる。江戸時代の文書は、寺子屋の手本として使われたと推定される「都名所」、1年間の中川村の年中行事や村政運営方法を詳細に記した「年中諸用帳」などである。明治時代の文書の大半は証書類である。

◆K067 南谷(旭)家文書

南谷家は明治から大正にかけて真弓村で炭問屋を営んだ家で、檜皮・杉皮、割木、電柱用材などの山林物資も扱っていた。大正4年「万控帳」は当家の商業活動の記録で、明治10年代以降繁栄する千本材木市場との関係などがうかがえ、近代林業の流通ルートを知るうえで貴重な史料といえる。

◆K068 霊源寺文書

霊源寺は西賀茂今原町に所在する臨済宗寺院である。寺院創建には後水尾院が深くかかわっていたことから、同寺には宸翰や繪旨が多く残っている。後陽成天皇以降、後水尾・明正・霊元・東山・中御門・桜町・後桃園・光格・仁孝・孝明の各代にわたっている。また後水尾院とともに同寺の創建に従事した一■文守の真蹟偈頌(寛文18)や、近衛基熙具状(寛文13)・新中納言消息(寛文13)などがみられる。寺院関係では、江戸時代全般にわたって各僧侶の墨蹟類や書状が多くみられるほか、寺の普請にかかわるものや、各々の像記、境内絵図面をはじめ、勘定帳の類も散見できる。また霊源寺は寺経営の一端として、奉行所の許可を得て、金の貸付業務を行っていたことが知られる(宝暦11.9)。これは明治になっても続けられていた。

村関係では、古くは慶安3年7月付の売券(売主は賀茂神宮寺の千手院)などがみられる。そのほか、今原村などによる土地寄進状(寛文7.2)や、西賀茂村住民の霊源寺山林入部による窃盗事件に関する証文(享保6・同16・元文4~5・天保4・同11)などがうかがえ、寺と村の関係を知るうえで興味深い史料が多い。明治にいたっても西賀茂村住民との関係史料をはじめとして、寺院所有地調書や霊源寺修繕簿(明治26)・同寺全般にわたる調書(明治28)などが残っている。

なお霊源寺には、同寺の史料を後世詳細に書き写した『霊源旧記』があり、また『清涼山霊源寺図録』(平成3)も参照されたい。

注)文中の「■」は、「糸」+「糸」(シ)。

◆K069 招善寺文書

招善寺は大宮西野山町に所在する浄土宗の寺院で、山号を本念山と称し、知恩院内の一心院末寺である。当寺の造立に関しては不明な点も多いが、寺史などによれば、寛永年中に心誓是西により創建されたようである。当寺に伝わる文書は24点で、それらは当寺に関

するものと、乗願寺に関するものの 2 つに大別できる。まず招善寺に関係する文書であるが、これらは寛文 15 年の「南隆坊舜用招善庵讓状」、延宝 4 年の「是西屋敷什物等讓状」など当寺創建期にかかわるものを中心とする。他方乗願寺に関するものであるが、乗願寺は寺町仏光寺下る恵美須町の寺院で一心院の末寺である。文書は、文化 7 年の「円光大師六百回御忌晋勸進帳」、弘化 5 年の「宗門請状之控」、慶応元年の「寺町四条下る寺院 11 ヶ寺他国人改につき御届書」、明治 5 年に京都府に提出した「乗願寺什物帳控」などがある。これらの文書は寺院経営にかかわるものであるが、伝来の経緯などは明らかでない。ただ、乗願寺は招善寺と同じく一心院末寺であることから、末寺間の交流の結果伝来したものであろうか。

◆K070 北山(利)家文書

北山家は等持院中町に所在、現在は造園業を営む。所蔵文書から真如寺門前の村役を勤めた家筋と考えられる。主な文書として、文政元年に真如寺に差し出された年貢米上納帳や、天保～安政の実相院領や妙心寺領・真如寺領分などの年貢皆済手形 15 点、安永 2 年の六請神社神事御輿建立奉加帳、文化 6 年の諸礼銭や入用を記した「町式之記録」などがある。

ほかに、伝来の由来は明らかではないが、妙心寺靈雲院の勧請開山で、竜安寺西源院を建立した特芳禅傑の百回忌の出銭を記した、慶長 11 年の「西源祖百年忌参銭受取状」や「中興開山百年忌出銭帳」を含む卷子 1 巻がある。

◆K071 衣笠小学校所蔵文書

衣笠小学校は、明治 6 年小北山村平野神社境内東南隅に平野校として開校した。明治 20 年に校名を平野尋常小学校と改め、同 42 年に現在地に移転した。大正 7 年に衣笠村の名をとって衣笠尋常小学校と改称し、昭和 22 年から現在の校名となる。所蔵文書は「葛野郡平野尋常高等小学校沿革略」1 点で、開校時から、昭和 28 年までの学校沿革を収めるが、これは大正の初年に編纂され、その後に書き継がれたものと考えられる。

◆K072 紫野小学校所蔵文書

紫野小学校は明治 6 年、大宮村東紫竹に東紫竹小学校として創設の待鳳小学校が母体で、戸数増加にともない、大正 14 年に第二待鳳尋常小学校として開設された。昭和 22 年に現在の紫野小学校と改称。史料は大正 14 年起筆の「学校沿革史」と昭和 44 年現在の「京都市立学校沿革史調査報告」の 2 点。

◆K073 蓮生寺文書

紫野北花ノ坊町に所在する浄土真宗本願寺派の寺院。寛永 5 年開創、開基は教円。文書は「重要記録文書」1 点と過去帳 2 点。「重要記録文書」には明治・大正の書類もあるが、

多くは昭和期のもの。

◆K074 正覚寺文書

紫野北花ノ坊町に所在する真宗大谷派の寺院。宝暦2年開創。文書は「正覚寺記録」「正覚寺記録帳」「過去帳」の3点。「正覚寺記録」は明治から昭和初期にかけての寺の記録で、「正覚寺記録帳」はその後を受けて昭和26年までの記録を載せる。

◆K075 井田(茂)家文書

井田家は大北山村に所在する家。鹿苑寺・金地院・平野社・悲田院領の庄屋を勤め、代々浅七(浅市)を名乗る。文書は江戸後期から明治期にかけてのもので、大きく地方史料、長寿院関係史料、明治期の陵戸関係の史料に分けることができる。

地方史料はつぎのようなものである。(1)証書類―田畑敷地売券、田畑取替状、金子預状、牛市請書、火事改書、水車定書(請書)、平野社燈明料請取状等。(2)上申書類―一年貢減免願書、家屋敷普請願書、庄屋退役願書が多い。(3)勘定帳類―紙屋川に架かる高橋の修理に関して、嘉永5年に大北山村・小北山村・平野村が一致して領主鹿苑寺に提出した「高橋土橋普請諸入用帳」が注目される。その他、上納勘定目録がある。(4)土地・年貢類はもっとも量が多く、内容は領主別の検地帳、鹿苑寺領山林名前帳、種貸覚帳等の簿冊、年貢皆済状等である。(5)戸籍類―「浄土宗門人別帳」(嘉永3)1冊がある。その他、村送状・往来一札がある。(6)講関係―明治期の不動講関係の書類。(7)村絵図。(8)その他、水車・井堰普請関係の文書、領主の悲田院から出された勸進願等がある。明治期の陵戸関係の史料とは、当家の職掌にちなむもので、村内の花山天皇陵の陵墓に関する辞令・証書・覚等である。

◆K076 岡本(喜)家文書

文書は「鹿苑寺定書」(天保8.3)、「万祝儀記」(宝暦14.2)、戸籍帳(明治11)の3点。「鹿苑寺定書」は、鹿苑寺から大北山村中に宛てた村法度で、内容的には御触を補完するもの。「万祝儀記」は大北山村の町入・嫁取り等の祝儀に際しての礼金の取り決めと、その実際の入銀覚で、京都町中と同様の慣習があったことがうかがえる。

◆K077 中川小学校所蔵文書

当校は中川北山町に所在する小学校で、明治6年7月に開校したが、明治27年5月20日の火災で記録類を失い、それ以前の記録は伝わっていない。沿革史は大正3年8月に編さんされたもので、昭和11年まで追記されている。そのほかには、明治44年から昭和31年までの学校の視察について記した「査察簿」、昭和26年の洪水の被害を記した「水害状況調査資料」がある。

◆K078 待鳳小学校所蔵文書

本校の前身は、明治6年に設立された東紫竹小学校であるが、明治6年から昭和35年にいたる略年譜や歴代校長名簿等を記載する「学校沿革史」1点が残る。

◆K079 上賀茂小学校所蔵文書

上賀茂小学校は明治6年上賀茂村の楠木前に開校。上賀茂村全域を学区とした。同27年に現在地に移転してより、昭和6年には京都市立となり、同55年に柘野小学校が分立している。「沿革誌」（明治5～昭和5）、「学校沿革史」（明治5～）、「小学校要覧」の3点を所蔵し、明治5年校地買収以来の沿革のほか、村の沿革・現状等の記述を含む。

◆K080 明光寺文書

明光寺は鞍馬口通烏丸東入に所在する浄土真宗寺院である。文書は、明光寺縁起（延宝元）、什物帳、忌日簿、御伝抄（写）など、宗派・寺運営に関するものが20点と多い。その中で、明治36年に結成された明光寺保存会の規則書、議事録、委員名簿は、経済基盤を失った明治以降の寺院の動向を示す史料である。ほか江戸期に町内でとりかわされた家屋敷の譲状などであるが、地域史料として注目できるものに、公家の阿野家から明光寺に宛てた口上書（安政5）がある。これは阿野家が寺内に馬を葬ったところ、その墓所が参詣人を集めているが、阿野家の者と名乗り無心をする者がいて、その手合には対応しないようにと断った文書である。

◆K081 天寧寺文書

天寧寺は天寧寺門前町に位置する曹洞宗寺院。文書は、歴代住職の墨跡、書状、仏書、由緒書など、宗門関係が多いが、地域史との関連でいうと、門前町から天寧寺に対して差し出した制規がある。これは夫役負担、触書遵守など、門前町が守るべき6か条をまとめたもので、元禄2年1点、寛政6年1点、文政元年2点（同文）がある。いずれも表紙に「慶長拾七年二指上ケ申候證文今度書改申候」と記してあり、その淵源がわかる。また、別に延宝5年に門前町から差し出した詫状を写しとり、元禄2年と正徳5年に再度連判して差し出した請書2点がある。元禄2年分は先述の制規と同一月日（2月2日）・同一筆跡であり、おそらく制規と請書が1組になって、門前町支配の基本文書とみなされていたものであろう。このほか、明和9年の門前町宗門人別帳1点、院御所作事町役に関する板倉勝重書状などが注目できる。

◆K082 平野神社文書

平野神社の創建は平安京遷都の年の延暦13年まで遡るが、現在神社に伝来するのは江戸時代以後の文書である。そのうちもっとも古いものは、松庵宛の京都所司代板倉重宗の書状で、年紀はないが内容から平野神社の第一・二社が再興されて正遷宮が行われた寛永3

年のものと考えられる。この平野社の復興は、慶長 5 年から西洞院時慶の手で開始されたが、時慶がその状況を詞書に記した寛永 4 年奥書の「平野神社縁起」の 5 巻本の写本も残っている。

近世には平野神社は小北山村・大北山村・松原村に 100 石の所領をもっていたが、寛文 5 年の徳川家綱から万延元年の家茂までの歴代将軍の領地安堵の朱印状 10 点、および寛文 11 年の板倉重宗から慶応元年の松平定敬までの歴代京都所司代の禁制 51 点が揃っている。また所領関係としては、途中に脱漏はあるものの寛政 5 年から慶応 3 年まで毎年の年貢の収納を記した「平野神領銀納取帳」が残る。そのほかに元禄 14 年の社殿修復のおりの入用帳、紙屋川に架設され衣笠地域と洛中を結んでいた高橋と桜橋の幕末期の普請入用帳なども含まれる。

近代文書では明治 3・5・6・7 年の「平野社頭日誌」や、明治 22 年明治憲法制定・発布や、同 37 年の日露開戦、大正 3 年の日独宣戦布告などの祭文が多数残る。また明治 14 年の「平野出店仮規則」は、平野社境内の桜園の出店に対して与えられたもので、明治期の平野の桜見物の賑いがうかがえる史料である。

◆K083 楽只小学校所蔵文書

楽只小学校は、慶応 3 年創設、明治 6 年開校で、もと蓮台野小学校と称した。文書は「学校沿革史」と「学校沿革史資料」の 2 点。「学校沿革史」には校名由来・略史・歴代校長名等載せ、「学校沿革史資料」は昭和 3 年の楽只学区功労者表彰規定および表彰者名や母校拝見記事を収めている。

◆K085 真如寺文書

真如寺は等持院北町に所在する臨濟宗相国寺の山外塔頭で、万年山と号す。無学祖元塔所正脈庵を前身とし、高師直造営の伽藍に夢窓疎石が入寺、名を真如寺と改めた。後に衰退するも、後水尾院が再興し、皇女宝鏡寺理昌の菩提寺とした。

主な文書としては、「真如寺記録」巻～七（但し七のみ「日件記」としている）がある。これは、安永 4 年から明治 12 年にかけての役目日記で、寺務関係記事は勿論本山や代官所への届書や、地方からの願書の写が数多く収められており、万治元年・文久 2 年および慶応元年の納米勘定帳とともに、近世後期の真如寺門前の様相を知ることができる。その他、近世の文書としては、年回忌関係の諸帳面や真如寺、宝鏡寺などの由緒書、真如寺境内絵図などが残されているが、大半は近代の建築関係や住持の異動に関する届書である。

◆K086 上田(克)家文書

上田家は中川北山町に所在する家。文書は、墨書と木版刷に大別できる。墨書は信州の善光寺にかかわるもので、万延元年 8 月の御詠歌集と慶応 2 年の道中控がある。木版刷には、法然が建暦 2 年 1 月 23 日に記した「一枚起請文」と、紀伊郡上鳥羽村浄禅寺に建てら

れた恋塚に林羅山が寛永 17 年に書いた碑文がある。木版刷は、いずれも江戸時代に作られたものと推定できる。

◆K087 宗蓮寺文書

宗蓮寺は中川北山町に所在する浄土宗寺院。当寺は天文年間に円誉によって創立されたとする。文書は江戸時代の過去帳 7 冊と円誉の一代に関する記録である。とくに円誉には猿にまつわる話があり、元亀 2 年又十郎という獵師が射止めようとした猿の首に南無阿弥陀仏と記された札を見て、それを書いた円誉の弟子となったいきさつをまとめた「猿名号因由」がある。

◆K088 六請神社文書

等持院北町に所在する神社。天照大神を主神とし、合わせて六柱の神を祀る。鹿苑寺領大北山村にあった六所宮を勧進したものか。等持院門前村・松原村の産土神。

所蔵文書はいずれも近代のもので、主に大正～昭和にかけての財産関係、建築関係の書類を綴った「重要書類綴」2 点と、昭和 12 年からの諸事を記録した「六請神社記録」1 点。

◆K089 柏野小学校所蔵文書

本校は旧千本廻り地域の人口の増加にともない、昭和 14 年 4 月、第二待鳳小学校より分離して、第四待鳳小学校として開校した。校名は、昭和 16 年に柏野国民学校と改められ、戦後昭和 22 年に現校名となった。史料は開校時の「開校落成式書類」1 点と学校沿革史 1 点。さらに参考資料として『柏野五十年史』、昭和 10 年代の学校一覧表等がある。

◆K090 桂(欣)家文書

桂家は小北山村に所在し庄屋を勤めた家。所蔵文書のうち 4 点は、幕末から明治にかけての田畑の譲渡・売渡証文で、庄屋基五郎宛となっている。また桂基五郎が明治 2 年に写した宝暦 7 年作成の「山城八郡高附帳」1 点も残っている。

◆K091 渡辺(保)家文書

渡辺家は、大北山村の金地院領・悲田院領・平野社領の庄屋を勤めた家で、源右衛門または四郎兵衛を名乗る。内容は、江戸後期の地方史料がほとんどで、その他は明治期の書類・個人関係のものである。

地方史料としては、領主ごとの検地帳のほか、「年中諸入用覚帳」（幕末～明治初）、「年貢交取帳」（慶応）2 点、「年貢取立勘定帳」（弘化～明治）7 点、「金地院蔵付米覚帳」（嘉永 6・慶応 3）2 点等の算用関係の帳簿類が多い。また戸籍関係のものとして「浄土宗門人別改帳」（慶応 2）1 点がある。その他、鹿苑寺門前町四か村のうち中之町の町規約を定めた「中之町村方定書」（天保 12）、当村南部の紙屋川に架かる高橋の修理に際しての「高橋

土橋普請諸入用帳」(天保13)は、鹿苑寺文書を中心とする大北山村関係の史料と突き合わせることで、村落の実際を知ることでできる貴重な史料である。明治期の史料は、戸長の職掌としての届書、産物高調書の控え等、個人関係史料は「大工之留帳」(明治7)、浄瑠璃本である。

◆K092 森田(隆)家文書

当家は鷹峯光悦町で古くから米穀・酒店を経営する家で、江戸時代は丹波屋を名乗っていた。文書内容は大きく3つに分類でき、以下分類別に解説する。

法令・制規類では、薪炭の運搬や取引について定めた文久3年の「薪問屋仲間定書」、年未詳ではあるがやはり近世後期のものと思われる、糠・飼葉の買入や売払、新規加入について定めた「糠屋仲間定書」がある。共に物資運搬の中継地であった鷹ヶ峰の姿をうかがわせる史料である。

所蔵文書の大半を占める証書類では、文政～慶応年間の銀借用・家屋敷譲渡・山売渡証文等の他、天保年間の養源院名目銀借用証文5点を含む。養源院名目銀の貸付支配人を勤めていたのであろうか。借用人には丹波国桑田郡の川上村百姓の名がみえ、当地と北部山間地との繋がりを示していよう。また文政年間の酒株諸道具借用にかかわる文書が2点あり、このころ酒造業を始めたと思われる。

上申書・争論関係では、寛政・弘化の普請願書3点、百姓出稼断書1点のほか、天保年間の飯米代銀滞争論に関する文書2点がある。

◆K093 鹿苑寺文書

臨濟宗鹿苑寺は足利義満の山荘北山殿を、その死後に寺院としたもので、一般には「金閣寺」の通称で親しまれている。所蔵の文書は、良質かつ大量で、時代的には江戸時代前期から近代までの広範囲、種類も多岐にわたり、今後の詳細な研究が必要であるが、ここではその概要について述べるに留めたい。

文書群は大きく(A)寺院関係史料と、(B)地方関係の史料に二分することができる。

(A)の寺院関係の史料としては、(1)臨濟宗の法規類、(2)由緒と境内諸堂の覚・指図、(3)天皇・将軍の崩御・薨去の際の葬儀に関する記録、(4)歴代住持の遷化記・回忌法要の記録、法会・講式の次第・献立・番帳、口達類、(5)書状、(6)法語・印状等の墨跡、血脈類、(7)年中行事・什物帳、(8)算用関係、(9)明治期の有志講関係、積立仕法書、(10)近代の願書覚・布令留・日誌、(11)典籍、等からなっている。(2)の由緒関係としては、元禄16年の由緒・境内諸堂覚の差出しがもっとも古い。諸堂舎の指図類とともに、江戸時代前期の境内の様子を知る手がかりとなる。またとくに境内の石不動尊に関しては、開帳に関する諸願書控・什物覚・絵図がまとまって残る。(3)は桃園・桜町天皇崩御時の献経記、それに歴代将軍薨去の際の納経拝礼記等である。(5)の書状は、板倉勝重・同重宗・本多正信・五味豊直等、江戸初期の幕府と金地院崇伝との関係を示す重要なものが多い。

また(8)に関しては、庫裏・客殿・鐘楼堂・表門・唐門・廊下・蔵の諸堂舎の普請関係の諸入用帳・算用覚・積書が多い。(10)の願書覚・布令留は明治5年から10年までのもの、また日誌は昭和4年から27年までの分が残っている。

(B)の地方関係史料は、鹿苑寺領である大北山村・西院村・柏野と近隣の小北山村・松原村にかかわる史料で、近世初頭から近代までの広範囲にわたる村落の動向を知るうえでの基礎的な史料である。以下に注目すべき史料をあげたい。

初期の鹿苑寺門前寺領の支配全体の概要を知ることができる史料としては「山城国葛野郡北山郷四方境覚」(正保2.10)が重要である。また同様に近世末の史料としては「御朱印御制札御領地并由緒書」(慶応4.4)がある。これらの寺領を安堵した歴代将軍の黒印状写、あるいは門前境内に出された禁制写も残されている。その他支配にかかわるものとして、大北山村の村掟である「大北山村省略定書」(寛政3.12)は、門前町絵図とともに村落生活の実際をうかがい知る貴重な史料である。

証書類としては、田地売券、門前家屋敷預状、年貢米請状等、直接に寺領百姓と関係するもののほか、山地譲状・同定書(山請書)、水車場譲状・同請書等、寺領以外の多くは京中の町人資本にかかわるものがある。

上申書としては、家屋敷普請願、川・堤普請願、年貢米延納願、寺院・神社由緒の口上書、それに上記と同様町人資本に関係する開発願書、水車場設置願等である。元和7年の「北山村庄屋助兵衛等言上状」は、鹿苑寺門前町の住民が一致して、公儀普請の先例のないことを訴えたもので、近世初頭の門前町の自治をうかがう手がかりとなる。

記録類としては、寺領支配にかかわる「諸巡見記」、「公儀向記録」、それに「日記」「記録」「日件録」と記される寺院の事務日記が部分的に(延享・寛政・文政・安政・嘉永等)残っている。また寺領内の寺社に関する史料として、松原村の六所森竹木伐採一件(明暦～寛文)、「敷地天神宮由来記」(天保9)、「寺領神宮寺事件記」(明治期)等がある。

土地・年貢関係には、寺領高附帳・検地帳・野付帳・高反別年貢収納帳等多数あるが、なかでも注目したいものは大北山門前町の支配にかかわる「門前屋敷并絵図合帳」(元禄11)、「御寺領地子開方井料池料集メ開之帳」(寛政2)、「新開地覚」(年未詳)等である。その他、宗門人別帳、鉄砲改帳、勘定帳、絵図などが豊富である。勘定帳の中には、寺領大北山村内の紙屋川に架かる高橋の普請にかかわる勘定帳・諸入用帳が比較的まとまっている。絵図としては上述の大北山門前町にかかわる「北山鹿苑寺門前屋敷絵図」(元禄11)、「御寺領内大北山村家屋敷表間数改絵図」(寛政2)をはじめ、享和4年等の数種類の寺領村絵図等にみるべきものがある。

文書の調査は着手されたばかりであるが、時代が広範囲にわたっていること、史料の種類が豊富なこと、『隔■記』等の同時代史料と比較できることなど、今後の史料の利用に関してはさまざまな可能性を秘めている。

注)文中の「■」は、草冠に「冥」(メイ)。

◆K094 小野郷小・中学校所蔵文書

小野郷小・中学校では「沿革史」および「教育概要・其の他資料」を保管している。前者は明治29年の水害等で当校の記録が失われていることを憂いたときの校長によって昭和29年に編纂されて以降、現在まで書き足されている。後者は昭和15年の「本校教育概要」、昭和10年以降13年までの「学事報告」からなる。

◆K095 大將軍小学校所蔵文書

所蔵史料は同校の沿革史1点。記載は昭和6年の開校時から平成2年度にまで及び、また歴代校長名、施設建築関係の書類も綴られている。

◆K096 浄福寺文書

浄福寺は深泥池に所在する浄土宗西山派の寺院。文政年間に再建された宝池寺の法務を継いでいる。宝池寺は明治初年廃仏毀釈により断絶し、大正年間に浄福寺として再建されるまで法務は岩倉浄念寺の預りとなっていた。所蔵の過去帳には江戸中期の南画家池大雅の名又市がみえ、境内の墓とともに深泥池出身を裏づける史料となっている。

▲[TOP](#)へ